

## 生活福祉資金特例貸付の借入をご希望の皆様へ

1 お送りしました「借入申込を希望される方へ生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付借入申込にあたっての留意事項」をまずお読みください。特に下線部は重要です、よくご確認ください。

また、代筆された書類、フリクションペン(消すことができるペン)での記載、スタンプ式印(シャチハタ等の朱肉を使わない印)をご使用の場合は受け付けできません。

☆障がい者・外国人等で代筆が必要な方は、担当窓口までご相談ください。

☆書類の記入にあたっては、同封の「記入要領」を必ずご確認ください。

2 「生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付借入申込書」【様式1】の記入にあたり、次のことにご留意ください。

① 上記1の「借入申込を希望される方へ生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付借入申込にあたっての留意事項」に記載のすべての項目にご同意いただいていること。

② 給付ではなく貸付のため、返済していただくこと。

③ 申込に当たっては、本人が確認できる書類(運転免許証等の身分証明書☆氏名・現住所[住民登録の住所]と生年月日が分かるもの)と本人名義の口座が確認できる通帳(見開きページ)又はキャッシュカードのコピーの提出が必要であること。

3 2の「生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付借入申込書」【様式1】冒頭部分に記載の項目について、申込者が必ず確認し、同意いただける場合は、同意欄にご署名、押印ください。

4 2の「生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付借入申込書」【様式1】の太枠内に、申込者ご本人が記入し、押印ください。

① 申込金額は、借入の必要額や償還も考慮し、「10万円」または「20万円」と記入してください。既に、この資金で10万円を借りておられる方は「10万円」の申し込みとなります。

② 借入申込者の世帯状況は、世帯全員の氏名等を記載してください。ご家族の勤務先・学校名等も記載いただき、無職の方は「なし」と書いてください。

5 「生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付借用書」【様式2】の太枠内に、申込者ご本人が記入し、押印ください。

☆「生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付借用書」【様式2】は、文字の修正(訂正印での修正も含む)ができませんので、書き損じた場合は新しい用紙に記入していただく必要がありますのでご注意ください。

☆住所・氏名は、添付の身分証明書と同じ記述をしてください。

裏面もご覧ください

6 「生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付借用書」裏面の「生活福祉資金に関する重要事項説明書(緊急小口資金特例貸付用)に記載の告知事項及び厳守事項のすべての項目について、申込者ご本人が了承されましたら、それぞれの項目にチェック☑を入れ、日付及び住所・氏名を記入し、押印してください。

7 【新型コロナ特例】生活福祉資金(緊急小口資金)収入の減少状況に関する申立書

- ① 「勤務先名称または職業」 勤務しておられる方は、実際の勤務場所(店名等)まで記載してください。自営の方は、業種(「建築業」等)と、商号があれば商号も記載してください。離職されている方は、前職と離職の年月日を書いてください。
- ② 「勤務先所在地」 勤務しておられる方は、実際の勤務場所の所在地、自営業者で店舗・事務所を構えている方はその所在地、店舗・事務所が無い方は自宅住所を記載ください。
- ③ 「減少前の収入」 新型コロナの影響を受ける前の収入(月収)を記載ください。コロナの影響で離職された方は、在職時の収入となります。
- ④ 「減少後の収入」 原則、申込される月の収入になります。給与等の支払い前であれば前月の収入を記載ください。

☆原則、減収前・減収後に対応する収入証明(給与明細等)を添えて提出してください。

- ⑤ 「減少の理由」 具体的に、新型コロナウイルス感染症の影響がどう収入に現れたかをを書いてください。(例：コロナの影響で利用客が半減し～)
- ⑥ 「利用中の他の公的給付金～」 該当するものに○をつけてください。該当するものが無い場合はこの枠を斜線/で消してください。
- ⑦ 「他の公的給付に加えて～」 ⑥でいずれかの項目に○をつけた方は、1か月の生活費と公的給付(貸付)金の額を記載し、その使い道を書いてください。  
また、緊急に資金が必要な場合は、その理由を書いてください。  
(例：家賃2か月分の支払いを迫られているため、○日までに資金が必要)
- ⑧ 「生活困窮者自立支援事業の～」 該当するものに○をつけてください。該当するものが無い場合はこの枠を斜線/で消してください。
- ⑨ 書類の作成日付・住所・氏名を記載し、印鑑を押してください。

★減収前・減収後に対応する収入証明(給与明細等)を添付できない場合は、審査が困難なため、貸付も難しくなります。

※3～7の申請書類への記入は、別添の記載例を参考にしてください。

◆3～7の申請書類及び添付書類に不備があると、審査ができません。不備や添付漏れが無いようにお願いします

## 生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付 借入申込にあたっての留意事項

- 1 この資金は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づく貸付けを行うものです。
- 2 この資金の対象は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等による収入の減少により、当座の生活費が必要な世帯です。（事業資金ではありません）
- 3 借入限度額は、一世帯につき、原則 10 万円とします。ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、20 万円とします。  
申込書・借用書に、申込・借入額を10万円または20万円と記載してください。  
※住民票が別々であっても生計を同じくする世帯は同一世帯として考えます。
  - (1)世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき。
  - (2)世帯員に要介護者がいる場合
  - (3)4人以上の世帯である場合
  - (4)世帯員に i 又は ii の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき。
    - i 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子
    - ii 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある小学校等に通う子
  - (5)世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
  - (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、特に資金の貸付需要があると認められるとき。
- 4 新型コロナウイルス感染症の影響に起因しない理由による借り入れはできません。
- 5 申込みは、原則、借り入れを希望する本人が申込手続きを行うことになります。
- 6 借入申込みにあたっては、本人確認のため、必ず健康保険証、住民票、運転免許証などのご本人を確認する書類(以下、「本人確認資料」という。)の提示が必要となります（本人の住所・氏名・生年月日を確認するため、複数の書類での確認が必要となることもあります）。このほか、本人印鑑及び振込口座（本人名義）が確認できる通帳またはキャッシュカードが必要となります。
- 7 上記申込に必要な書類の確認ができない場合や、本人確認資料と申込書に記載の氏名、生年月日、住所等が一致していない場合は申込みができません。
- 8 世帯構成員の確認のため、世帯全員の住民票の提示を求めることがあります。
- 9 申込される方が、18 歳以上 20 歳未満である時は、親にこの貸付を利用することの了解を得て、その旨を借用書の余白に記載し、続柄、連絡先の記入、署名・捺印をいただく必要があります。  
（親の本人確認資料のコピーも必要です）
- 10 虚偽などの不正が認められた場合は、申込書を受理しません。また、申込受付後の場合は貸付不承認、貸付後の場合は貸付金を全額返金していただくことになります。

- 11 生活保護受給世帯または保護申請中の場合は貸付対象外です。  
また、債務整理（自己破産等）を申請中の方も貸し付け対象となりません。  
同様に、年金のみでお暮しの方など、コロナウィルスの影響は受けても、収入面・生活基盤に影響が生じない方は対象外です。
- 12 申込受付後、広島県社会福祉協議会（以下「県社協」という）で貸付審査を行います。また、貸付不承認等の場合、ご本人の希望があれば、提出された借用書は県社協が責任をもって廃棄します。なお、不承認理由をお答えすることはできません。
- 13 貸付金の交付方法は、所定口座（本人名義）への振込みとなります。申込日から10日程度かかりますので、ご了承ください。原則、ネット銀行口座への振込みはできません。
- 14 返済について、広島県において令和4年4月以降に特例貸付を受けた者は全員、一律、据置期間は令和5年12月まで、償還（返済）は令和6年1月から24回（24か月）となります。生活再建のため、貸付後、返済開始まで1年間の猶予期間（据置期間）を設定しています。据置期間終了後、2年間での分割返済となります。生活が落ちつき、本人の希望により返済開始前や返済中に早めに返済、または一括返済等も可能です。その場合は、県社協へご連絡ください。
- 【参考】返済期間24か月の場合の返済月額**
- |              |                        |
|--------------|------------------------|
| 借入金額 10万円の場合 | …月額 4,160円（最終回は4,320円） |
| 借入金額 20万円の場合 | …月額 8,330円（最終回は8,410円） |
- 15 無利子による貸付けですが、返済期間経過後は、残元金に対して延滞利子が年利3%発生します。
- 16 資金を借り受けた者は、借入後、住所・氏名の変更、就労や生活状況等世帯の状況等に変更があったときは、速やかに県社協に届け出なければなりません。
- 17 借入申込にあたって、県社協が借入申込書及び添付書類の記載事項につき事実確認を行うために、全国社会福祉協議会及び他の都道府県社会福祉協議会、自治体等の関係機関に照会することがあります。
- 18 借入申込時、また、貸付後に、脅迫的、暴力的言動等がある場合には、警察との連携により対応いたします。

社会福祉法人広島県社会福祉協議会 生活支援課  
〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2  
TEL082-254-3413 FAX082-252-2133

一部改訂 広島市社会福祉協議会 地域福祉推進課

緊急小口資金特例貸付借入申込書

社会福祉法人  
広島県社会福祉協議会会長 様

受付市区町社協： 広島市社協

記入要領 1

申込みに当たり、下記9項目に同意し、生活福祉資金の借入れを申請いたします。

1. 記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で第三者に提供することに同意します。
2. 貴社会福祉協議会が、貸付に必要な範囲で、全国社会福祉協議会、他の都道府県社会福祉協議会、自治体等の関係機関に照会し、私の個人情報の提供を受けることに同意します。
3. 私は現在、生活保護を受給していません。
4. 私は現在、自己破産の手続きを行っていません。
5. 本貸付金を事業の運転資金として使用しません。
6. 私以外の世帯の者は、本特例貸付の借入 1～9の事項を確認の上、署名・押印してください。
7. 私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。
8. 私は、貴協議会が必要に応じ官公署から 以下、署名は自筆で、シャチハタ等の朱肉を使わない印は不可。
9. 貸付審査の結果、貸付不承認となった場合、理由は開示され 同意します。

上記9項目に相違ありません 署名  印  ※太枠内をご記入ください。

記入年月日 令和 4年 ●月 ●日 記入は10万円か20万円のいずれかです。既に10万円を借りた人は10万円と記入。

申込金額 円 据置期間 令和5年12月末まで 償還期間 24 か月 償還方法 月賦

借入申込者  
氏名 (〒 - ) 性別 男 女 生年月日 大正昭和平成 年 月 日 (満 歳)  
現住所 (〒 - ) 自宅電話 ( ) 携帯電話 ( )  
勤務先名称または職業 (〒 - ) ※必ず記入してください 住所 電話 ( )

必ず、勤務先(商号をお持ちの方は商号)を記入してください。

借入申込者の世帯状況	氏名	続柄	年齢	生年月日	勤務先・学校名	特記事項(感染罹患者、要介護者、学校休校等)
1	本人	本人	(凡例) 大正=T、昭和=S、平成=H、令和=R			ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
2	夫・妻・子・父・母・その他	夫・妻・子・父・母・その他	T・S・H・R 年 月 日			ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
3	夫・妻・子・父・母・その他	夫・妻・子・父・母・その他	T・S・H・R 年 月 日			ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
4	夫・妻・子・父・母・その他	夫・妻・子・父・母・その他	T・S・H・R 年 月 日			ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
5	夫・妻・子・父・母・その他	夫・妻・子・父・母・その他	T・S・H・R 年 月 日			ア.罹患者等 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主

※5人を超える場合は、本紙をコピーして添付してください。

該当する事項に○

必ず、勤務先・学校名等を記入してください。無職の方は「なし」と記入してください。

家族の名前にカナを忘れずに

借入理由 新型コロナウイルス感染拡大の影響で収入が減 今後10万円を超える資金需要があるため  
※感染拡大等による影響の内容を記入 減収に至る状況を具体的にご記入ください

本特例貸付の利用実績: ア.今回が初めての借入 イ.すでに借入したことがある(受付日: / 借入金額 万円)

収入の減少状況に関する申立書

広島県社会福祉協議会会長 様

私が申込みをしました生活福祉資金の貸付金について、貸付の要件である新型コロナウィ  
 ルスの影響による収入の減少状況については、以下のとおりであること  
 (減収後の収入は、申立時における現在の収入状況を記載する)

自営の方は商号と業種・職種  
 を記入ください。  
 2社で働かれている方は2社と  
 も書いてください。  
 コロナの影響で離職の方は、  
 以前の会社名と離職日を記入  
 ください。

勤務先名称または 職業	
勤務先所在地	〒 ー  TEL ( )
減少前の収入	令和 年 月時の月額所得(手取り)は、約 円でした。
減少後の収入	令和 年 月時の月額所得(手取り)は、約 円でした。
減少の理由	申し込みの月または 直近の月となります
利用中の他の公的 給付又は公的貸付 制度(該当するも のに○)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・失業等給付</li> <li>・生活保護</li> <li>・住居確保給付金</li> <li>・その他( )</li> <li>・職業訓練受講給付金</li> <li>・年金</li> </ul> <p style="text-align: center;">児童手当・児童扶養手当はその他に記入ください</p>
他の公的給付に加 えて特例貸付が必 要な理由	(生計費と他の公的給付の金額、用途、緊急性等) 公的給付金の額 円/月 生活費 約 円/月(ローン返済は除く) (例) ●月から減収が続き、光熱費の支払いが滞っている。
生活困窮者自立支 援事業の利用・申 請状況(該当する ものに○)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立相談支援事業</li> <li>・家計改善支援事業</li> <li>・その他( )</li> </ul>

令和 年 月 日

(借入申込者) 住 所

氏 名



生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付

記入要領 3-1

## 借用書

借用金額

記入金額は、10万円か20万円のいずれかになります。  
既に10万円借入れの場合は10万円

円

生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付貸付金として上記金額を借用いたしました。  
については、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、  
下記の条件により相違

社会福祉法人広島県社

(借受人)

太枠内は、必ず自筆で記入ください。  
添付の身分証明書と同じ表記で記載ください。  
修正があるものは受付できません

令 記入しない 日

住 所	
借受人氏名	印
生 年 月 日	大正 昭和 年 月 日生 平成

## [借入要項]

地区	年度	資金	貸付コード	市区町社協	
	2022	KA		民 協	窓口社協扱い
1 貸付金の受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。				
2 貸付金振込先	金融機関名		金融機関コード <sup>*</sup> (4桁)		
	支店名		支店コード <sup>*</sup> (3桁)		
	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号(7桁)		
	口座名義人(カタカナ)				
3 貸付金の償還	据置期間	令和5年12月末まで			個人名義の口座のみ受付けます。 社名・商号付きの口座は受けません。
	償還期間	24か月			
	償還方法	月賦償還			
4 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利3.0%の延滞利子を徴収します。				

## 【留意事項】

- ① 上記の太枠線内は、申込者本人が記入してください。  
② 据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。  
③ 償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。

裏面があります。  
裏面に☑と署名・捺印が必要です。

生活福祉資金に関する重要事項説明書（緊急小口資金特例貸

記入要領 3-2

◆本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。

生活福祉資金に関する告知事項

(貸付金の交付について)

□1 当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金（貸付金）を借受人の口座（金融機関口座）に振り込みます。

(管理システムへの登録について)

□2 借受人が県外に転出する場合は、転出届を提出し、転出先住所に県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。

また、他の都道府県社会福祉協議会へ転出先住所の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関する照会を行います。

(民生委員への通知について)

□3 借入申込の結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することがあります。

(延滞利子について)

□4 償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利3.0%の率をもって延滞利子を徴収します。

(督促について)

□5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市区町社会福祉協議会が、借受人に対して督促を行います。

また、滞納が継続するときは、当協議会又は市区町社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。

(救済制度について)

□6 広島県社会福祉協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めるときには、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

(合意裁判所について)

□7 借受人と広島県社会福祉協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には、広島県社会福祉協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。

□8 生活福祉資金の利用に関する苦情

生活福祉資金の利用に関する借入申込人又は借受人からの苦情に対して対応するため、次のとおり、受付窓口を設置しております。

(1) 広島県社会福祉協議会の苦情受付窓口 担当：総務課／電話 082-254-3411

(2) 福祉サービス運営適正化委員会

広島県社会福祉協議会へ相談しても解決しない場合、福祉サービス運営適正化委員会に苦情を申し出ることができます。

広島県福祉サービス運営適正化委員会／電話 082-254-3419

各項目の内容を確認し、8か所の□に☑を入れてください。

借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営みしめること」を目的としており、借受人は次の事項（生活福祉資金貸付制度要綱、要領等で規定される事項等）を厳守しなければならない。

□1 本決定通知書に定められた償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。

□2 借受人に次の事項が生じたとき

(1) 住所を変更したとき。

(2) 死亡、または所在不明になったとき。

(3) 借受人が次の事項の一つに該当するときは、一部または全部の返還を求めるか、貸付金の交付を取り消す場合がある。

□3 借受人が次の事項の一つに該当するときは

(1) 他の借入金返済への充当等貸付金に充てられたり、他に流用した場合。

(2) 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合。

(3) 故意に償還金の支払いを怠った場合。

(4) 貸付けの目的を達成する見込みがない場合

各項目の内容を確認し、3か所の□に☑を入れてください。

上記の事項について、説明を受け、内容を了承し、本書控えを受領いたしました。

令和 4 年 ● 月 ● 日

借受人 住所

氏名

